

すべての人の尊厳と 権利を守るために

明星学園では、すべての人が個人として尊重され、ハラスメントを受けることなく、共に学び、働くことができるよう、十分な配慮と必要な措置を講じます。

ハラスメントは身近に起こりうる問題です。被害者にも加害者にもならないために、本リーフレットやウェブサイトを通じて理解を深め、誰もが安心して過ごせる健全な学園環境作りにご協力ください。

セクシュアル・ハラスメントとは

相手の意に反する性的な言動により、不快感を与えたり、学業・就労環境を悪化させる行為を指します。

(例) 不必要に体に触れる、性的な冗談や質問、容姿への過剰な言及や揶揄など。

パワー・ハラスメントとは

優越的な関係を背景とした言動であって、業務・教育上の適正な範囲を超えたものにより、学業・就労環境を害する行為を指します。

(例) 暴言や威圧的な態度、過大な要求、無視や隔離、能力を否定する言動など。

カスタマー・ハラスメントとは

保護者や卒業生、地域住民など学外の方による不当な要求や悪質なクレームで、学校職員の就労環境を阻害する行為を指します。

(例) 威圧的な言動、長時間の電話抗議、過度な謝罪の要求、居座りなど。

その他のハラスメント

立場や関係性を問わず、相手の意に反する不適切な言動で不利益を与えたり、環境を悪化させる行為を指します。

(例) モラル・ハラスメント(精神的な嫌がらせ)やいじめ、差別的な言動など。



ハラスメント相談窓口のご案内

ハラスメントに関するご相談は、「学内相談員(指名可能)」または「外部弁護士事務所(第三者機関)」のいずれか、話しやすい窓口をお選びいただけます。

いずれの窓口も相談者の秘密を厳守いたしますので、安心してご相談ください。「確信が持てない」「まだ迷っている」という状況でのご相談も、大切に受付いたします。

学内相談窓口

明星学園ハラスメント委員会ページ

<https://www.myojogakuen.ed.jp/harassment/>



ハラスメント委員会の詳細確認や、専用フォームからのご相談は、上記URLまたは左記QRコードよりアクセスしてください。

ご相談方法

専用フォームに必要事項をご入力ください(匿名での相談も可能です)。

プライバシー保護

相談者の秘密を厳守し、不利益な取り扱いが発生しないよう厳格に管理いたします。

回答までの期間

内容を確認のうえ、原則10日以内を目安に回答いたします。

学外相談窓口

浅野総合法律事務所「明星学園専用相談フォーム」



スマートフォンの方

左記QRコードから「相談フォーム」へ進み、必要事項を入力して送信してください。

PC等をご利用の方

上記の「ハラスメント委員会ページ」から、学外相談窓口を選択してお進みください。

[業務委託先] 弁護士法人 浅野総合法律事務所
〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-15
RBM銀座ビル8階 (ウェブサイト) <https://aglaw.jp/>



学校法人 明星学園

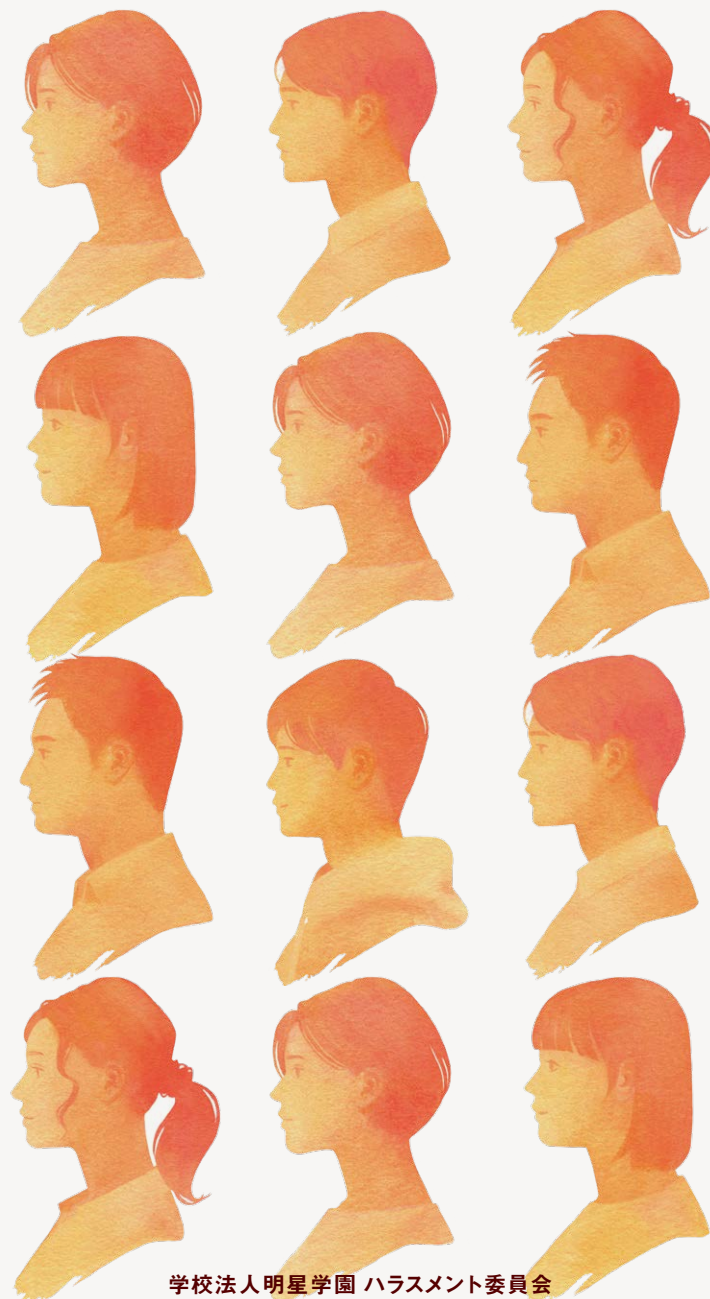
ハラスメント委員会

〒181-0001 東京都三鷹市井の頭5-7-7 TEL 0422-43-2195



一人ひとりに 寄りそうために

ハラスメント防止リーフレット



学校法人明星学園 ハラスメント委員会



一人きりで 悩まないでください

「これってハラスメントかな?」と迷うことがあっても、まずは信頼できる友人や同僚、上司など、周囲の人に話してみませんか。誰かに話すことで気持ちが整理され、心が軽くなることもあります。周囲に相談しにくい場合は、学内や学外の専用相談窓口を頼ってください。相談者のプライバシーは厳守され、相談によって不利益が生じることは決してありません。

こんな経験はありませんか？

住所や恋愛関係など、プライベートについてしつこく質問された。

人格を否定する言葉、長時間の叱責、無視などの扱いを受けた。

教職員がほかの人の悪口を言っているのを耳にした。

指示に従わないことで機嫌を損ねられたり、不当な評価をされたりした。

SNSやグループチャット内で誹謗中傷や悪口を書かれた。

土下座の要求や、不当な謝罪を強要された。

卑猥な発言や、不快に感じる身体接触があった。

明らかに過重な業務や、不要な作業を強制された。

加害者にならないために…

自分では何気ないつもりと言動でも、相手にとっては大きなストレスや不安につながることがあります。

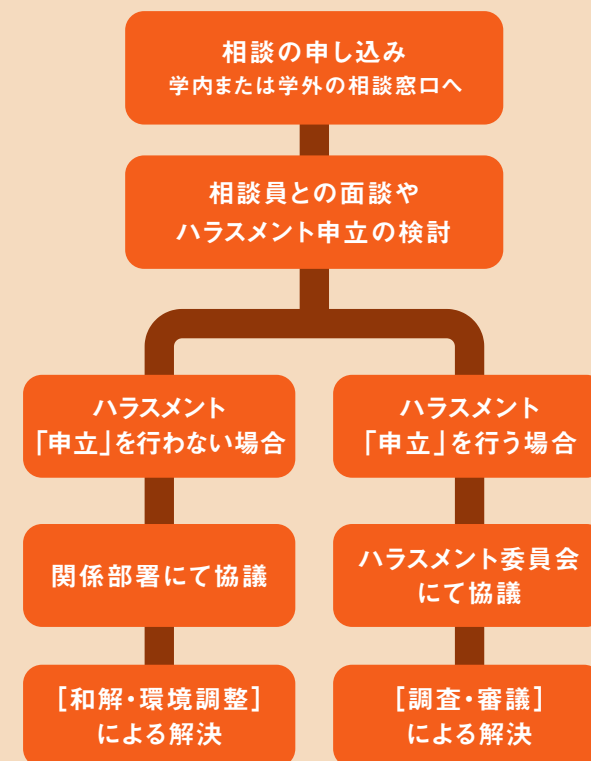
特に学校や職場での上下関係がある場合、相手が不快に思っても拒絶できないことが少なくありません。

まずは「相手を尊重する姿勢」を常に心がけ、相手の反応に敏感であることが大切です。

誰もが安心して学び、働ける環境を保つため、自分自身の行動を見直すことがハラスメント防止の第一歩です。

ハラスメント委員会への 相談から解決までの流れ

ひとりで悩まず、まずは今の状況をお聞かせください。問題を客観的に整理することで、解決への道筋が見えてきます。日時や内容を記したメモ、メールの控えなど、状況がわかる資料があればあわせてお知らせください。あなたのご意向を尊重しながら、最善の解決方法を共に検討していきます。



【和解・環境調整】当事者双方の主張を公平に聴取し、双方が納得できる形での合意・解決を目指します。

【調査・審議】事実関係の調査・審議を行い、結果を当事者に報告します。ハラスメントが認められた場合は、関係部署と連携し、厳正な措置を含む適切な解決を図ります。